

## 第2章

### 技術移転契約における制限条項の規制

——ラテンアメリカ諸国の法制と国際的行動基準案との相互作用——

#### 序

技術移転契約において、知的所有権者がその権利の範囲を逸脱する制限を実施権者に課す「権利の濫用」に対する世界の法規制は、次の三種類に大別される<sup>(1)</sup>。

(1) 特許法自体が、特許権に基づかない制限を実施権者に課す条項が無効であると概括的に規定し (BIRPI の発展途上国ための発明のモデル法 [1964年] <sup>(2)</sup> 33条1項、それを採択したナイジェリア特許意匠法 [1970年] 23条3項)、または特定の制限行為を禁止し、もしくは無効とする (イギリス特許法 [1949年、1977年改正] 44条1項ならびにそれを継承したインド特許法 [1970年] 140条1項、オーストラリア特許法 [1969年] 112条およびアイルランド特許法 [1953年] 66条は、競合製法の使用制限を無効または違法とし、またブラジル工業所有権法 [1971年] 29条は、実施許諾製品の販売、輸出、原材料に関する制限を禁止する)。

(2) 競争法が、(a)特許権の範囲を超える制限を課すことを概括的に無効とし、もしくは禁止し (ドイツの競争制限禁止法 [1957年] 20条1項、日本の独占禁止法 [1947年] 23条の反対解釈)、または(b)特定の制限条項を禁止する (EEC の特許実施許諾契約に関する通達 [1962年]、それを改訂した特許ライセンス契約に関する適用除外規則 [1984年]<sup>(3)</sup> およびノウ・ハウのライセンス契約に関する適用除外

規則〔1988年〕<sup>(4)</sup>、ならびに日本の国際的技術導入契約に関する認定基準〔1968年〕、それを改訂した「特許・ノウハウ・ライセンス契約における不公正な取引方法の規制に関する運用基準」〔1989年〕は、原材料等の購入強制、グラント・バックの制限等を禁止する)。

(3) 技術移転および登録・審査手続に関する特別法が、外国為替の送金を規制するため、導入すべき技術の積極的認可基準を定めるとともに、実施許諾契約に含まれる制限条項を違法なもの、または規制されるべきものと宣言する(日本の旧外資法〔1950年〕8条2項は、不公正な契約条項を不認可事由とし、アンデス共通外資規則〔1970年採択、87年、91年改訂〕およびその加盟国の技術移転法、ならびにメキシコの技術移転契約登録法〔1972年〕、ブラジルの技術移転契約規則〔1975年〕およびアルゼンチンの技術移転法〔1977年〕は、原材料等の購入強制、研究開発の制限、輸出制限等を禁止する)。

このような技術移転契約の制限条項に対する世界の法規制において、ラテンアメリカの技術移転法は、外資法と競争法とを結合した規制方法である点でユニークな存在である。1970年代に、かかる特徴を有する技術移転法がラテンアメリカで制定されたのは、次のような経緯による。

すなわち、1961年の第16回国連総会において、「発展途上国への技術移転における特許の役割」と題する決議案がコロンビアとブラジルから共同提案された。この提案は、現行の特許制度が発展途上国の技術の発展を妨げ、かつ、外国特許に対する実施料の支払が発展途上国の乏しい外貨保有に過重な負担を課していることを指摘し、発展途上国の立場から、現行の特許制度を再検討すべきであると主張した。この提案の結果作成された同じ題名の国連事務総長報告書〔1964年〕の改訂版〔1974年〕によると、技術移転契約における制限条項のラテンアメリカ諸国の1970年代の状況は、表1のとおりである。

同表には、技術移転契約の制限条項のうち、地域制限には輸出地域制限が、財務条項には不使用特許に対する実施料の支払い、包括的な実施許諾、不当

表1 技術移転契約における制限条項の国別状況

国 別	分析対象 の契約的 全件数	(制限条項を含む契約)					
		地域制限	購入、生 産、販売 の制限	財務条項	期間満了 後の効果	経済一般へ の影響(動 態的効果)	その他 の制限
		契約件数に対する%					
アルゼンチン	60	28					
ボリビア	35	83	83		45		48
チリ	175	90	14		31	33	40
コロンビア	117	79	77				
エクアドル	12	75	67				
メキシコ	109	97					
ペルー	83	99	62		69		37

(出所) UNCTAD, *The Role of the Patent System in the Transfer of Technology to Developing Countries*, TD/B/AC. 11/19 (1974), p.49.

に長い契約期間、価格制限と過剰な価格設定、不当なもしくは差別的な実施料および実施料の資本への転換要求が、経済一般への影響（技術移転の動態的効果）には技術の使用分野の制限、不当なグラント・バック、研究開発の制限、特許権者が指定する従業員の雇用要求、内国従業員の訓練条項の欠如、実施権者による経営に対する制限が含まれているが、この表は、技術移転契約の全件数に対する制限条項の比率が如何に高いかをよく示している<sup>(5)</sup>。かかる技術移転の状況に対処するため、ラテンアメリカ諸国は、外資法と競争法とを結合した技術移転法を制定して規制するに至った。これら諸国がかかる着想を得たのは、日本が国際的技術導入契約に含まれる制限条項を外資法または独占禁止法によって規制しても、導入件数が減らず、制限条項の削除または修正に成功していることにあるといわれる<sup>(6)</sup>。

UNCTAD（国連貿易開発会議）は、ラテンアメリカ諸国と異なって、技術移転法を制定し執行する能力を欠く後発発展途上国のために、技術移転に関する国際的行動基準を策定して、特許実施許諾契約に含まれる制限条項を国際的に規制することにより、先進国と発展途上国間の技術移転を効果的な

ものにしようとしている。1975年以降、数次にわたって政府専門家会議が開催され、技術移転に関する国際的行動基準案の起草作業が続けられてきた。

10章から成る基準案において、最も重要な意義を有するのが、制限的商慣行に関する第4章である。同章の起草に際して、ラテンアメリカ諸国の技術移転法をはじめ、多くの国の法制が参照された<sup>(7)</sup>。当初、発展途上国77グループは、技術受入国の国民経済に不利な影響を及ぼす制限的商慣行として、40項目を列挙していたが、その後の草案では半減している。その20項目のうち、先進国のBグループ、社会主義国のDグループおよび発展途上国77グループは、技術移転取引の当事者が14項目の制限的商慣行を差し控えなければならないとする点で基本的に合意している<sup>(8)</sup>。

その14項目の制限条項の中に、「技術受入者に対して技術提供者が指定する要員を雇用することを強制すること」が含まれる。この制限条項は、先進国の法制には見られないものであって、ラテンアメリカ諸国の技術移転法にのみ見いだされる発展途上国に特有な条項である。南北間で合意に達していない残りの6制限条項のうちには、経営参加の要求または不当に長い契約期間のように、主としてラテンアメリカ諸国の技術移転法に見られる条項が含まれている。このようにラテンアメリカ諸国の技術移転法は、UNCTADの技術移転に関する国際的行動基準の起草に際して、大きな影響力を及ぼしている。

このようにして形成された国際的行動基準案は、逆に、ラテンアメリカ諸国の技術移転法のその後の改正に影響を及ぼしている。かように両者間には相互作用が看取されるのである。

#### ラテンアメリカ諸国の技術移転法は、

- (1) 市場の広大なアルゼンチン、ブラジル、メキシコの3カ国の法、
  - (2) 市場の狭小なボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラの5カ国が形成するアンデス共同体の共通外資規則、および
  - (3) アンデス・グループを脱退したチリの法
- に大別される。

カルタヘナ協定委員会により1970年に採択された決定第24号「外資取扱並びに商標、特許、実施許諾及び実施料に関する共通規則」(以下、「共通外資規則」という)は、ブラジル、メキシコ等の技術移転法の起草に大きな影響を及ぼした。しかし、同決定が親子会社間の技術移転の場合に実施料の支払を認めなかったことが技術移転をかえって阻害したことを反省して、1987年の決定第220号により支払を認めるように改訂され、同決定に取って代わる1991年の決定第291号によっても継承されている。このような資本移動の自由化が他の諸国にどのように波及するか否かが注目される。

本稿は、ラテンアメリカ諸国の技術移転法の形成における相互の影響、実施状況、これら諸国間の技術移転の状況、およびその法制とUNCTADの「技術移転の国際的行動基準案」との相互作用について述べる。時系列的に最初に制定されたアンデス共同体の共通外資規則の叙述から始める。

## I ラテンアメリカ諸国の技術移転法の形成と実施

### 1. アンデス共同体の共通外資規則

アンデス共同体の原始加盟国は、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、ペルーおよびベネズエラの6カ国である。1972年4月にチリのサンチャゴで開催されたUNCTAD第3回総会に提出された「アンデス共同体諸国の技術移転政策」と題する報告書<sup>(9)</sup>は、決定第24号の形成過程を詳細に分析しているので、それに依拠しつつ説明する。

まず、アンデス・グループの諸国が導入する技術が産業部門ごとに特定の国に集中していることが指摘される。チリの実施権者（内国企業および外資系企業を含む）の399件の契約の実施料の支払先、利益の送金先等を分析したのが、表2である。

このような支払先国の集中度が非常に高いことは、技術導入者が技術の供

給先を多角化することを怠り、同一供給者から技術をパッケージで購入しがちであることを示す。また国別集中度は会社の集中度を反映し、多国籍企業内の特許クロス・ライセンス契約または市場分割協定がしばしば締結される。そして、かかる集中は、外国からの技術導入、資本導入および中間財・資本財の購入がパッケージで行われることに依る<sup>(10)</sup>。表3は、チリにおける技術導入の国別件数、外国からの直接投資額、外国私企業による融資額およびチリの実施権者の中間財・資本財・実施工料・利益の支払額を示したものである。

これら4項目の国別順位は対応関係にある。外国直接投資は、親会社から子会社への技術移転を誘発し、逆に、技術移転は外国直接投資を促進する。しかも、チリにおける外資系企業のうち、50%が独占・複占であり、36.4%が寡占であり、25%以下の市場占拠率を有するのは僅かに13.6%にすぎない。

同様の集中傾向はコロンビアにも見られる。保護貿易の高関税のもとで事業活動する外国の技術提供者は、他の2種類の集中と関連する独占レントを、市場支配を通じて、最終消費者に転嫁する。かくて、3種類の集中は密接に関連している。さらに外国の技術提供者は、租税優遇措置の恩典を受ける中間財・資本財を技術受入者に供給する拘束条件付き取引によって、利潤を増殖する<sup>(11)</sup>。

カルタヘナ協定委員会は、1968年から71年までのアンデス・グループに属する5カ国の技術移転契約451件の分析を行った。最も多い制限条項は、輸出制限であり、全契約451のうちの実に91%に当たる409件が輸出制限を含む。国別の輸出制限の内訳は、表4が示すとおりである。

導入技術に基づいて生産される商品の販売地域を技術受入国のみに限定して、輸出を全面禁止する制限条項は、契約総数の70%に達する。アンデス・グループ諸国の中、ペルーにおいて輸出全面禁止条項の契約総数に対する比率が83%と他国よりも高いのは、他の産業部門に比して輸出制限の比率が高い薬品部門に関する契約が多いいためである。チリにおける特定国のみへの

表2 チリの実施許諾契約の実施料等の支払先国の産業部門ごとの集中度

産業部門	実施料等の支払先国	集中度
食料・飲料	スイス、米国	96.6%
タバコ	英国	100
化学工業	西ドイツ、スイス	96.6
その他の化学製品	米国、西ドイツ、スイス	92
石油・石炭製品	米国、英國	100
ゴム製品	米国	99.9
非鉄金属	米国	97
金属製品（機械を除く）	米国	94
非電気機械	米国	98.7
電気機械	オランダ、米国、スペイン	92
運送機械	フランス、スイス	89

(出所) UNCTAD, *Policies relating to technology of the countries of the Andean Pact: their foundations*, TD/107 (29.12.1971), p.4.

表3 チリへの技術移転、外国直接投資、外国私的融資  
および実施権者の実施料等の支払金額 (USドル)

相手国	実施契約数	外国直接投資額 (1964~68)	外国私的融資額 (1964~68)	実施料等の支払 (1969)
米国	178	43,103,000	120,299,000	16,849,000
西ドイツ	46	14,517,000	28,181,000	4,238,000
スイス	35	2,941,000	18,250,000	3,949,000
英國	30	2,264,000	8,121,000	3,896,000
フランス	17			2,606,000
オランダ	10			2,575,000

(出所) 表2に同じ, p.6。

表4 アンデス・グループ諸国における輸出制限条項の状況

国別	契約総数 (A)	輸出の 全面禁止 (B)	B/A	特定国 のみへの 輸出許可	その他の 制限	輸出制限 の合計
ボリビア	35	27	77%	2	6	35
コロンビア	140	90	64%	2	25	117
チリ	175	117	67%			162
エクアドル	12	9	75%	—	3	12
ペルー	89	74	83%	8	1	83
合計	451	317	70%			409

(出所) 表2に同じ, p.12。

輸出許可件数が不明であるので、同国を除く4カ国について輸出制限をみると、(1)全面禁止および、(2)それと特定国のみへの輸出許可との合計の契約総数に対する比率は、それぞれ72%，77%である。さらに企業の所有形態の観点から分析すると、内国企業が技術導入する場合には、輸出制限条項の契約総数に対する比率は、92%である<sup>12)</sup>。このように制限条項が多いのは、技術提供者と受入者間の交渉力が全く対等でないことに由来する。

次に多い制限条項は、中間財・資本財等を技術提供者から購入することを強制する条項である。ボリビア、コロンビア、エクアドルおよびペルーにおいては、全契約の3分の2以上がこの制限条項を含む。明示的な条項がない場合でさえ、外資系企業の場合には株式保有に基づく規制、また内国企業の場合には技術上の要請または特定仕様(specification)を通じて、中間財等の供給先を技術提供者に限定することができる。

融資の場合における資材の購入先の拘束(tied loan)と同様に、技術移転の場合にも提供者の利益と受入者の負担は、上記のとおり実施料のように明示的に規定された支払に限られないのである。かように技術移転が中間財・資本財等の購入を強制すること(表3参照)は、大部分の発展途上国が推進している輸入代替政策に深刻な影響を及ぼす。

全ラテンアメリカは、1960~65年に機械設備の輸入に対し毎年18.7億ドル(全輸入額の31%)を支払った。この機械設備の輸入額は、全ラテンアメリカの資本財輸入総額の45%(アルゼンチン28%，ブラジル35%，コロンビア61%，チリ80%)を占める。しかもラテンアメリカにおける機械設備の全輸入の約3分の1は、外資系子会社によって行われている。アンデス・グループ諸国の輸入品のFOB価格と他の世界市場におけるFOB価格との差を、他の世界市場のFOB価格で除した数値の百分率を、過剰価格(overpricing)と定義すると、コロンビアの化学工業において内国企業の輸入品の過剰価格は19%であるのに対して、外資系子会社の輸入品の過剰価格の平均は実に155%に達する。この分析対象の外資系企業の場合の過剰価格は、実施料の6倍、公表

表5 頻度の高い制限条項の状況

	契約総数	品質制限	販売数量制限	生産数量制限	競争品取扱制限
ボリビア	35	28 (80%)			11 (31%)
チリ	175	98 (56%)	45 (26%)	27 (15%)	
ペルー	89		66 (74%)		

(出所) 表2に同じ, pp.18~19より作成。

利益の24倍である。

これに反して、内国企業の場合には、過剰価格は公表利益の5分の1を超えない。チリおよびペルーの化学工業における過剰価格の幅は、それぞれ30~500%, 20~300%である。

これら3カ国において外資系会社の輸入品の過剰価格が内国企業のそれを著しく上回ることは、外国の技術提供者が明示的な実施料の支払・利益の送金よりも、默示的な移転価格（トランسفァ・プライシング）によって利潤を増殖しようとすることを示す。エクアドルの電気産業において、コロンビアの輸入価格と比較可能な29の輸入品のうち、16品目はコロンビアの輸入価格と同価格で輸入され、7品目は75%の価格で、6品目は約200%の高価格で輸入された。親子会社間の移転価格による利潤増殖は低価格の設定（under-pricing）によっても実現できるのであって、コロンビアでは、木材、漁業加工品、希少金属の現地子会社から親会社への輸出に際して顕著な低価格が報告されている。

一次產品の生産と輸出に特化したため発展途上国の交易条件が悪化したことがかかつて憂慮されたが、技術移転によって工業化する場合にも、これら諸国の交易条件は一層悪化している。原料・半製品等と結合して技術が移転する市場の情報が、最終工業製品の市場のそれよりも一層不完全であるため、かかる悪化が生ずるのである<sup>13)</sup>。

この他、種々の制限条項がある。たとえば、品質制限を通じて生産数量を制限したり、もしくは原料・半製品等の購入を強制したり、またある国の特

許法により許容される生産数量の制限を通じて、同国の法律により許容されない輸出制限を行うこともあるので、契約全体を把握する必要がある。頻度の高い制限条項を表にすると、表5のようになる。

このほか、ボリビアでは、3件が最終製品の価格を制限し、16件が契約終了後においてもノウハウの秘密保持を要求し、5件が紛争の解決・調停を実施権者の国裁判所で行うと定める。ペルーには、契約終了後においても競争品の取扱を禁止し、または実施許諾者による中枢人事を技術移転と抱き合わせる条項がいくつかある<sup>14)</sup>。

外国ノウハウの大部分が外資系の子会社の設立を通じて導入される以上、親会社と共に利益を有する子会社は、これらの制限条項を削減しようとする交渉さえ行わない。内国企業と特許を保有する多国籍企業との間には、企業規模および交渉力において格段の差があるため、技術導入を希望する内国企業は、外国特許権者が提示する技術移転契約における制限条項を削除させる交渉力を持たない。したがって、技術導入企業の所属国政府が制限条項を削除する交渉をせざるを得ないのである。

コロンビアの特許委員会(Comite de Regalias)は、1967年後半から1971年6月までに、395件の技術移転契約を審査した。そのうち、334件は交渉、修正後、最終的に認可されたが、61件は拒絶された。政府は交渉を通じて、実施料の支払額を40%，すなわち年間800万ドル(チリの実施料の年間支払額に等しい)削減することができた。また1970年後半から翌年初頭まで、同政府は、中間財の購入強制を90%削減し、輸出制限条項を全廃し、最低実施料条項を80%削減し、実施許諾者に支払った実施料に関して実施権者が税金を支払うことを禁止し、産業部門ごとに実施料の最高比率を設定した。

このように目ざましい政府規制の成果も、外資系子会社に関しては、以下のように限定されたものとなった。実施料の支払額を削減しても、現地の税金を支払った後、またはその税金を親子会社間のトランシファ・プライシングを通じて親会社に転嫁した後の送金利益額はかえって多くなる。技術移転

契約から制限条項を削除しても、外国の親会社は、株式所有関係を通じて、子会社に対して制限的な行為を行うように依然として指示することができる。内国企業の場合には、政府の規制後、実施許諾者と実施権者間の覚書により従来どおり制限的な行為を行う旨約束することも時としてあるが、制限条項の削除が良好な結果をもたらす事例が多い。

カルタヘナ協定委員会決定第24号が採択された1970年末まで、コロンビアとチリのみが技術移転契約を審査する政府機関を有していた。しかし、これらの政府機関にも、次のような交渉上の欠陥があった。審査機関は、外国の特許・ノウハウ実施許諾者が交渉の際に課す制限条項に対処する適切な法的根拠を欠いていた。たとえば、1969年まで、コロンビアの実施料委員会は、国際収支の観点からのみ実施料の支払を規制するにとどまり、交渉中の契約の主要な制限条項を規制することができなかった。チリでも状況は同じであった。そして、政府機関は、技術に関する情報システムが非常に不完全であるため交渉力が著しく限られたものとなる。たとえば、技術の代替的な供給先に関する事前調査が行われておらず、また導入技術の技術・経済的な影響を評価する条件が整っていなかった。<sup>(15)</sup>

1970年12月31日に採択され、翌71年6月30日に発効した決定第24号<sup>(16)</sup>は、外国ノウハウの大部分が外資系企業を通じて導入される状況を踏まえて、技術導入の規制を、全般的な考え方と手続において、外国直接投資の規制と一致させた。しかも、アンデス経済統合により、市場を拡大して同グループ諸国との共同の交渉力を強化しようとする。同決定6条は、外資規制とともに外国技術の導入を規制できる政府機関の設置を定める。かくて、コロンビアとチリの実施料委員会は、外資導入のみならず技術導入契約をも規制できるよう権限を拡張した。ボリビア、エクアドルおよびペルーでは表6の政府機関が技術導入契約を審査するようになった。

上記決定18条により、これらの政府機関は、すべての技術導入および特許・商標実施許諾に関する契約を審査することができるようになり、外国技術提

表6 技術導入および特許・商標実施許諾契約に関する所管官庁

	契約の申請・受理	審査	許可	登録	監督
ボリビア	中央銀行	関係各省の技術局	中央銀行	中央銀行	中央銀行
コロンビア	ロイヤルティ委員会 中央銀行為替局	ロイヤルティ委員会 中央銀行為替局	ロイヤルティ委員会 中央銀行為替局	中央銀行為替局	中央銀行為替局
エクアドル	MICIP	MICIP	MICIP	MICIP	中央銀行 MICIP
ペルー ベネズエラ	CONITE SIEX	CONITE SIEX	CONITE SIEX	CONITE SIEX	CONITE SIEX

(注) MICIPは工業・商業・統合・漁業省、CONITEは外国投資技術委員会、  
SIEXは外国投資監督庁の略称である。

(出所) 中川・矢谷編『ラテンアメリカ諸国の経済法制』、1989年、403ページ。

供者との交渉力を強化し、内国企業の交渉力を補完する。また政府機関は、外資系子会社と親会社間で交渉される技術移転契約において国益を代表する。19条は、技術導入契約の絶対的記載事項として、(1)技術移転の態様、(2)技術移転に関する各要素の約定価格および(3)契約期間を列挙するが、後述のブラジルやメキシコと異なって、契約期間の制限について定めていない。ECLACによる契約期間に関する調査によると、中期のもの(50~59ヵ月)が55%と過半数を占める<sup>17)</sup>。

決定第24号(1970年)およびそれを改訂する決定第220号(1987年)は、外国特許または商標の実施許諾契約に含めることができないことが加盟国により認められない制限条項を、別々に列挙する。

### 1. 特許実施許諾契約における制限条項の禁止(20条)

- (1) (i)資本財、中間生産物、原料等を特定の供給源から購入することの強制。ただし、例外的な場合には、これらの購入価格が世界市場価格に相応するときは、この限りでない。(ii)技術提供者が指名する者を永

- 統的に雇用することを義務づけること、
- (2) 当該技術に基づいて生産された商品の販売価格または再販売価格を指定する権利を留保すること、
  - (3) 生産数量および生産構造の制限、
  - (4) 競合技術の使用禁止、
  - (5) 技術提供者に全面的・部分的な買取りオプションを与えること、
  - (6) 技術受入者による改良発明を技術提供者に移転させる義務づけ、
  - (7) 不使用の特許に対する実施料の支払の義務づけ、
  - (8) その他同様な効果を伴う条項。

導入国の所管官庁により承認された例外的な場合を除いて、製品の輸出の禁止・制限は認められない。ことに、他の加盟国への輸出制限条項を絶対的不許可事項としていることは、共同市場を実現する過程における共通競争政策の現れである。

## 2. 商標使用許諾契約における制限条項の禁止（旧決定では25条、新決定では24条）

- (1) 当該商標のもとに生産された商品（以下、「製品」という）の特定国への輸出・販売の禁止・制限、
- (2) 商標の所有者またはその関連会社が供給する原材料、中間製品および設備の使用の義務づけ。ただし、これらの購入価格が世界市場価格に相応するときは、この限りでない、
- (3) 製品の販売価格または再販売価格の指定、
- (4) 不使用の商標に対する使用料の支払の義務づけ、
- (5) 商標所有者が派遣・指名する者を永続的に雇用することの義務づけ、
- (6) その他同様な効果を伴う条項。

これに反して、貿易・国際投資の自由化を加速するため1991年3月20日、決定第220号<sup>18)</sup>に取って代わった決定第291号は、技術移転契約、商標または特許実施許諾契約に共通して適用される規制——上記の諸制限が含まれないように加盟国が保障することができる——を14条に定める。決定第24号および決定第220号では、購入強制される資本材等の価格が世界市場価格に相応する場合の例外規定が設けられていたが、新決定では削除されており、また新決定では、不使用のみならず失効した特許・商標に対しても使用料の支払いの義務づけを禁止する。この2点については規制が強化されたといえよう。

このように共通外資規則自体の改正およびそれに伴う加盟国の法令の改廃が余りにも目まぐるしいため、資料の収集が不完全であることは否めないが、上記の諸決定を実施する加盟国的主要法令は、次のようである。

- |       |   |
|-------|---|
| コロンビア | ・技術移転契約規制法（デクレト第1234号 [1972年]）<br>・国際投資法（法律第9号 [1991年]）                 |
| エクアドル | ・技術移転契約認可・登録法（デクレト第1875号 [1977年]）<br>・技術移転契約案評価・認可法（アクエルド第175号 [1985年]） |
| ペルー   | ・技術移転契約規則（CONITE 決議005—81—EFC／35 [1981年]）                               |
| ベネズエラ | ・技術移転契約認可法（デクレト第746号 [1975年]）<br>・外資・技術ライセンス及び外債法（デクレト第727号 [1990年]）    |

これらの法令は、上記の制限条項を禁止するほか、コロンビアは最低実施料の支払義務を、ペルーは販売制限を、ベネズエラは契約終了後における(1)契約対象製品の生産・販売の禁止、(2)技術移転契約により取得した技術知識の使用禁止および、(3)技術提供者と類似の商標の使用禁止、(4)品質制限等を、また、コロンビアとベネズエラは、技術提供者が負担すべき税金を技術受入

者に支払わせることを、制限条項としてそれぞれ禁止する<sup>(19)</sup>。コロンビアの主務当局は、外国の技術提供者が競争制限的商慣行によって国内の消費者または生産者にとり不利な、不当または差別的な価格を設定・維持しないよう監視するため、彼らが供給する商品とサービスの価格に関する情報と管理システムを設ける（経済社会政策審議会決議49号【外資規則、1991年1月28日】40条）。

加盟国の審査機関は、通常、共通外資規則が禁止する制限条項を技術導入契約から削除するように交渉する。しかし、規制の強弱は加盟国により異なる。たとえば、エクアドルでは、法律によって禁止される市場制限、外国人要員の雇用義務、原料・資本財等の購入強制等の制限条項が依然として存続している。技術移転契約が制限条項の故に不承認になった例は少ないと言われるが、不承認が最も多いコロンビアでは、1962年から1977年までに268件の契約が却下された<sup>(20)</sup>。

決定第24号21条が、外国の親会社またはその子会社からの無形技術の域内への移転に対する実施料の支払を認めず、税控除の対象としなかったのは、既述のようなアンデス・グループ諸国における実施料の送金に名を借りた資本逃避または多国籍企業内の移転価格を通じての大幅な租税回避を防止するためであった。この禁止にもかかわらず、多国籍企業内における実施料の支払は継続していることが、米商務省の資料に明記されているといわれる<sup>(21)</sup>。また、ベネズエラのデクレト第1200号（1986年）74条は、外資系子会社が内国会社に転換する契約に調印し、または契約対象品の80%以上を輸出する場合には、親子会社間の実施料の支払を許可する。しかし、上記決定の厳しい支払制限が同地域への技術移転を阻害する一要因になったことを反省して、決定第220号21条3項は、技術導入国の所管官庁の事前審査を受けた場合には支払を許可するように、旧決定を改正し、さらに決定第291号によってもこれは継承されている。

表7 アンデス・グループ諸国間で1986年までに締結された技術移転契約累計

輸入 輸出	ボリビア	コロンビア	エクアドル	ペルー	ベネズエラ	合計
ボリビア	1					1
コロンビア			4	11	1	16
エクアドル				1		1
ペルー	1		1			2
ベネズエラ	1	4	6	4	9	24
合計	3	4	11	16	10	44

(出所) Acuerdo de Cartagena, Dept. de Tecnología, Sistema Andino de Información Tecnológica, Boletín de Información Agregada Sobre Inversión Extranjera Directa, Contratos de Transferencia de Tecnología, Patents y Marcas, y Precio Internacionales de Productos Farmoquímicos, 7.3.1988, p.60.

技術移転または直接投資に関して生じる外国企業との紛争について、決定第220号51条は、受入国の管轄権のもとで解決しなければならないと定めていた。これは、カルボ・ドクトリンおよび「国家の経済的権利義務憲章」(国連決議第3281号) 2条2項a号に基づく規定である。しかしあクアドル、コロンビア(1985年以降)およびボリビアは、この決定に反して、米国の海外民間投資会社(OPIC)との協定を締結している。エクアドルとコロンビアは多数国間投資保証機関協定(MIGA)をも批准している。決定第220号(1987年)34条は、技術導入または直接投資から生じる紛争の解決について、加盟国が自国の法律を適用すると改正して、外国企業との紛争解決に受入国の自由裁量の方途を開いた<sup>22)</sup>。

アンデス・グループ諸国間で1989年までに締結された技術移転契約累計は表7のとおりであり、ベネズエラとコロンビアからの技術輸出が多く、技術導入ではペルーが多い。

アンデス共同体の原始加盟国であったチリは、1974年7月13日に制定した外資法(法律第600号)が、国籍のいかんにかかわらず外資の導入を歓迎するという政策を採ったため、アンデス・グループ諸国間の結束を強調するカルタヘナ協定委員会決定第24号と抵触が生じたので、1977年1月3日同協定か

ら自主的に離脱した。同日以後、アンデス共通外資規則はチリで適用されなくなったが、その施行期間中に締結された技術移転契約に対しては依然として効力を有する<sup>(23)</sup>。離脱後のチリは、未だ技術移転契約規制法を制定するに至っていない。

## 2. アルゼンチンの技術移転法

アルゼンチンの技術移転法は、1971年法（法律第19231号）、1974年法（法律第20794号）、1977年法（法律第21617号）を経て、1981年法（法律第22426号）が現行法である。下院発案の技術移転法案は、1988年8月、下院科学技術委員会で採択されたが、未だ議会を通過していない<sup>(24)</sup>。技術移転契約国家登録所への契約の登録が禁止される制限条項が、1971年法、1974年法、1977年法および1988年法案に定められているので、対比すると、表8のようになる。

これらの諸法律による制限条項の規制態様を比較すると、まず、原料、半製品等の購入強制について、70年のアンデス共通外資規則は、例外的な場合に、導入国が、世界市場価格と同等の価格で購入する義務を受け入れることができる旨の例外を定めているにもかかわらず、アルゼンチンの71年法、74年法および77年法は、例外規定を設けなかった。しかるに、88年法案は、実施許諾者が与える品質保障に合致するために必要な場合、または【品質保障のための】成分を明記することが不可能である場合を除外する。この但し書は、UNCTADの国際的技術移転行動基準案（4章9項）の影響を受けたものと思われる<sup>(25)</sup>。

次に、輸出制限に関して、70年のアンデス共通外資規則は、導入国の所管官庁によって正当に承認された例外的な場合を除外するのに反して、アルゼンチンの71年法および74年法は例外をなんら定めていない。しかるに、77年法と88年法案は、技術提供者が自らまたは排他的実施権者を通じて契約対象品を製造している国を除外する。この但し書は、UNCTADの国際的技術移転行動基準案（4章10項）——さらにはそれに影響を及ぼした日本の国際的技

表8 アルゼンチンにおける制限条項規制の変遷

制限条項	1971年法	1974年法	1977年法	1988年法案
1) 輸出禁止・制限	3条 f	6条 b	10条 c 例外 10条 d	12条 g 例外
2) 移転技術・商標と無関係な実施料の支払			10条 e 例外 10条 f	
3) 改良発明の譲渡・一方的な実施許諾	3条 g		10条 g	12条 f 例外
4) 第三者による訴訟に対する技術提供者の免責		6条 d		
5) 中間財・資本財の購入強制	3条 e	6条 a	10条 h	12条 d 例外
6) 販売価格の指定	3条 h		10条 i	12条 e
7) 再販価格の指定	3条 h	6条 c	10条 i	
8) 技術提供者が指名する要員の雇用要求		6条 g	6条 j	
9) 生産・販売(数量)制限	3条 d	6条 b	10条 k	12条 c
10) 技術受入者自身の技術の使用・開発の制限			10条 l 例外	13条 a
11) 紛争解決を外国の法律・管轄権に服せる			10条 m	
12) 競合技術の採用禁止		6条 e	10条 n	13条 a
13) 広告制限			10条 f	
14) 租税負担の転稼				12条 a
15) 特許の効力の不抗争				13条 c
16) 移転技術の適用・改良制限				12条 b

術導入契約の認定基準（1項1号ア、ウ）——の影響を受けたものと思われる。

そしてグラント・バックについて、77年法は、相互的な条項が存在する場合を除外するが、これは、UNCTAD の国際的技術移転行動基準案（4章1項）——さらにその背後には日本の上記認定基準（同項7号）、西ドイツ競争制限禁止法20条2項1号、EEC の特許ライセンス通達（1962年）I/C——の影響を受けたものと思われる。

1981年技術移転法は、制限条項の規制を自ら定めず、1980年競争防衛法<sup>26)</sup>による規制に委ねた。後者41条b号は、「共同行為により、技術の発展、又は財若しくは役務の生産を目的とする投資、並びに財若しくは役務の生産、配給若しくは商品化を制限し、若しくは統制すること」が「競争を制限し、

表9 1978~82会計年度におけるアルゼンチンの技術移転契約の締結状況

相 手 国	件 数	金額 (100万ドル)
ラテンアメリカ諸国	156 (7%)	57.0 (3%)
その他の諸国	1,996 (93%)	1,766.9 (97%)

(出所) Institute for Latin American Integration (INTAL), *1982 Annual Report*.

限定し、若しくは歪曲し、又は市場における優越的地位の濫用を構成する行為であって、結果として一般経済利益に損害を与えるもの」に該当する場合には、42条に定める罰則を以て抑圧すると規定する。しかし、この規定は一般的すぎて適用が困難であったためか、1988年技術移転法案は、10項目の制限条項を列挙しており、既述のように、就中、原料、半製品等の購入強制に関する例外規定にUNCTADの国際的行動基準案の影響が看取される。

1978~82会計年度にアルゼンチンで締結された技術移転契約において、ラテンアメリカ諸国との契約は、表9が示すように、件数で7%，金額で3%にすぎない。

### 3. ブラジルの技術移転法

1961年の国連総会で外国特許に対する実施料の支払が発展途上国の乏しい外貨準備に過重な負担を課していることを指摘したブラジルは、翌62年に対外利潤送金規制法（法律第4131号）と経済力濫用禁止法（法律第4137号）を制定した。1975年技術移転規則（国家工業所有権院規則第15号）2-5-2条b項は、工業所有権法（1971年）29条および経済力濫用禁止法2条に直接・間接に関連して、特許の効果的利用またはライセンス受入者の行動を制限する、次のような黙示・明示の条項を含む契約の登録を禁止する。

- (1) 製造、販売、価格、広告宣伝、配給、マーケティングまたは輸出および雇用の制限、市場の割当、または市場からの排除等。

- (2) 原料、部品を技術提供者から購入することの強制。
- (3) 特許権消滅後における提供資料および情報の自由な利用の制限。
- (4) 技術受入者の研究開発の制限。
- (5) 工業所有権の効力を争わない義務。
- (6) 第三者の訴訟に対する技術提供者の免責。
- (7) ブラジルにおける特許の維持費を技術受入者に負担させること。

同規則3-5-2条b項は、商標の使用許諾契約において禁止すべき同様な制限条項を列挙している。

特許実施許諾契約の期間は、特許の有効期間（特許出願日から15年、実用新案と意匠特許は10年）を超えることができない（工業所有権法24条、規則第15号3-4）。これは、不当に長い期間のライセンス契約を阻止する点で妥当である。

特許等の実施料の比率が製品の売上高の5%を超えることは認められない（大蔵省令436号）。外国の親会社とその子会社（後者の株式の50%以上が前者により所有されている）間の特許・商標の実施許諾の場合には、実施料の支払は許可されない（法律第4131号14条）。これは、技術がブラジルに実際に移転されないにもかかわらず、ライセンス契約が外資を国外へ送金する手段として利用されるのを回避するためである。

技術提供者は、実施料の受取額について25%の税金を課せられ、支払時点で源泉徴収される（法律第4.131号13-43条）。この税率は、商標使用料の場合以外は、ブラジルと日本間の二重課税防止協定（1967年12月1日）によって、(1)映画フィルムの著作権およびラジオ・テレビジョン放送用フィルム・テープの著作権の使用については、当該使用料金額の15%に、(2)その他の権利（たとえば特許権）の実施料については、当該実施料金額の12.5%に軽減される。かかる軽減税率は、ブラジルへの技術移転を促進する効果を有する。

表10 ブラジルにおける技術移転契約の審査状況

年	認 可						拒否 (A)	合計 (B)
	STE	CTI	FTI	CTI/FTI	LUM	LEP		
1978	165	39	37	—	17	3	5 ( 2%)	266
1977	149	36	32	—	14	14	14 ( 5%)	259
1976	94	36	25	—	3	6	6 ( 4%)	170
1975	166	12	31	5	10	6	12 ( 5%)	242
1974	15	—	—	23	10	11	13 (18%)	72
1973	19	—	—	31	7	4	14 (19%)	75
1972	11	—	—	18	12	11	—	52
合計	619	123	125	77	73	55	64 ( 6%)	1,136

(注) STEは特別技術業務、CTIは工業技術協力、FTIは工業技術の強化、LUMは商標使用許諾契約、LEPは特許実施許諾契約の略称である。

(出所) Transferencia de Tecnología Jurisprudência Judicial e Adm. Conselho Nacional de Desenvolvimento Científico Tecnológico.

ブラジルにおける技術移転契約の審査状況は、表10が示すとおりである。拒否件数が1973~74年には申請件数の19~18%が多いが、平均では6%にすぎない。この拒否理由が何であるか——たとえば制限条項のためであるのか——に関する統計は見当たらぬ。

#### 4. メキシコの技術移転法

1972年にメキシコは、1970年のカルタヘナ協定委員会決定第24号およびアルゼンチンの1971年技術移転法の影響のもとに<sup>27)</sup>、技術移転登録法(「技術移転の登録並びに特許及び商標の使用及び実施に関する法律」)を制定した。その後10年間の運用経験、UNCTADの国際的行動基準案等を踏まえて、同法は、1982年1月の「技術移転の規制及び登録並びに特許及び商標の使用及び実施に関する法律」によって改正され、同11月に82年法の施行規則が制定された。ところで、1983~88年に登録された技術移転契約11,081件のうち7割が内国企業間のものだったので、商務・工業振興省は外国からの技術移転契約を増やすために、従来の規制過剰を大幅に緩和する同法施行規則を1990年1月

9日に制定した。

1972年技術移転登録法7条（以下「7条」と略称）および82年技術移転登録法15・16条（以下、「15・16条」と略称）により技術移転登録所への登録が禁止される制限条項——90年施行規則による適用除外を含めて——は、下記のとおりである。

(1) 技術受入者の経営に対する技術提供者の介入・支配（7条3号、15条1号、規則34条）——ただし、商標・商号の使用に関する契約においてその介入が製品の品質と名声の適切な水準の維持に限られる場合、または技術受入者の経理を常時管理するに至らない場合であって、技術提供者がロイヤリティの適切な支払いを確認するためにのみ帳簿を閲覧する一時的な権利を有するときは、この限りでない。

(2) 技術受入者の改良発明を有償・無償で技術提供者へ移転する義務づけ（7条4号、15条2号）——ただし、情報交換が相互的である場合（82年法）、または技術受入者にとり利益がある場合（90年規則35条）は除外される。

改正の前半は、相互的義務を伴うグラント・バックを適用除外とするUNCTADの国際的技術移転行動基準案—その背後には日本、西独、EECの法制の一影響を受けたものと思われる。改正の後半に関して、90年規則は、第三者によって提供されるものと同じ条件で技術受入者が開発した改良を交渉するに際して技術提供者と優先権の合意がある場合、技術受入者にとり利益があるとみなす。

(3) 研究開発の制限（7条5号、15条3号）——ただし、(i)制限される開発について知的財産権がある場合、(ii)フランチャイズの合意がある場合、および(iii)技術受入者の改良が契約で当事者が秘密・非公開事項として明記した技術・知識に基づいて得られた場合は除外される（90年規則37条）。

(4) 原料、部品、設備等を特定の供給源からのみ購入する義務（7条6号、15条4号）——70年のアンデス共通外資規則が例外を定めていたにもかかわらず、メキシコの72年法は例外規定を設けなかった。しかし、82年規則47条は、当該原料等が国内で入手できないときに国際市場価格で供給される場合または技術受入者が最適の供給源から自由に選択できる場合を除外するに至った。90年規則38条は、まず1項で登録拒否事由を、国内および国際市場に他の代替品があるにもかかわらず、契約期間中、技術提供者から特定の原産地の商品の購入を技術受入者に義務づける場合のみに限定する。次に、同条2項は、(i)購入強制される商品が価格、品質において市場で入手可能なものと競争力を有する場合、(ii)技術受入者にとり費用の節約になる商品を購入する約束がある場合、(iii)商標の名声を維持するための品質管理を唯一の目的として特定の商品を供給することを両当事者が合意している場合、および(iv)技術受入者がその供給源以外から商品の供給を受けた場合、契約対象の技術情報が間接的に第三者に漏れる危険があると技術提供者が認めるときを除外する。

(5) 輸出制限（7条7号、15条5号）——72年法および82年法は、いずれも輸出が国益に反して禁止・制限される場合を規制し、例外規定を設けていない。90年規則39条は、輸出制限に関する登録拒否事由を、具体的に、(i)輸出の全面禁止、(ii)技術提供者が第三者に排他的実施権を事前に許諾していない地域への輸出制限、(iii)法15条10号に定める場合（技術提供者が適切な販売組織を有し、技術受入者より良い条件で製品を販売するのに必要な商業的名声をもつことを技術受入者が認め、かつ、国有財産・工業振興省が証明する場合）を除き、技術受入者に対し技術提供者を通じてのみ輸出することを義務づける場合、(iv)輸出について技術提供者の事前承認を要する場合、および(v)輸出数量を制限する場合に限る。

適用除外について、82年規則49条は、(i)技術提供者の輸出が制限される地

域において第三者に排他的実施権を既に許諾している場合、(ii)技術提供者が輸出可能性を有する市場が一般的に尊重される場合または、(iii)技術提供者が自己の販売地域を自らに留保する場合を除外する。これは、UNCTADの国際的行動基準案—日本の認定基準1項1号ア、イおよびウに酷似している—の影響を受けたものと思われる。90年規則40条は、(i)と(iii)のほかに、フランチャイズ合意がある場合を除外する。

(6) 補充的技術の使用禁止（7条8号、15条6号）——90年規則41条は、(i)工業所有権の対象であると否とを問わず、契約対象でない製品の製造について技術受入者が第三者の知識を使用することを制限する場合、および(ii)技術受入者が契約対象品と異なる製品を製造しないための措置がある場合に限って、この禁止に該当するとみなす。

82年法は例外規定を設けていないが、90年規則42条は、(i)補充的技術の使用が技術提供者の商標の名声を阻害する場合および(ii)技術提供者が提供した技術情報が第三者に漏洩されるのを防止するために補充的技術の使用を制限または禁止する場合を除外する。

(7) 販売先の制限、技術受入者が生産した商品を特定の顧客に排他的に販売する義務（7条9号、15条7号）——ただし、技術受入者の義務が特定の輸出市場のみに関するものであり、かつ、かかる制限が当該受入者にとって利益がある場合は除外される（90年規則43条）。

(8) 技術提供者が指名する要員の恒久的雇用を技術受入者に義務づけること（7条10号、15条8号）——ただし、新たに生産活動する会社または全く革新的な技術工程を有する会社の場合には、商務・工業振興省が相当と判断する期間、技術提供者が技術受入者の人材の養成に同意するとき有限って、技術要員を技術提供者が指名することは除外される（82年規則54条）。

(9) 生産数量の制限および国内製品・輸出品の販売・再販売価格の制限（7条11号, 15条9号）——82年規則55条は、(i)最高・最低生産数量の設定, (ii)契約終了後における移転技術の使用禁止, (iii)移転技術を含む文書の返却の義務づけ, (iv)技術提供者が、技術受入者により生産される商品の価格を指定する権利を留保すること, (v)契約終了後における契約対象品の製造禁止および, (vi)最低実施料の要求にこの規制を適用したが, 90年規則44条は, (ii)のみを明記するに留まる。そして後者45条は, (i)契約終了時において提供技術に関する知的所有権の有効期間が満了していない場合および, (ii)生産最低数量の制限の場合に技術受入者に排他的ライセンスが与えられているときを除外する。

(10) 排他的販売・代理契約の締結強制（7条12号, 15条10号）——72年法は例外を設けていなかったが, 82年法は, 輸出の場合に, 技術受入者がこの要請を受諾し, かつ, 技術提供者が独自の適切な販売機構を有する, 受入者よりも良い条件で製品を販売するという商業上の評判を得ていることを商務・工業振興省に納得させるほどに立証するとときを除外する。90年規則は, この適用除外について何ら拡張も縮小もしない。

(11) 契約期間満了後における技術情報の秘密保持義務（15条11号）——ただし, (i)提供技術が契約終了時に失効していない工业所有権によって保護されている場合, (ii)当該技術の進歩性・高度性の程度, その提供が限定されていること, およびその受入より生ずる社会的利益を考慮して, 提供技術情報の秘密性を保持することが国家にとって適切であることが商務・工業振興省に対し立証された場合, ならびに(iii)技術受入者が当該技術情報の秘密保持に同意している場合は, 除外される（82年規則56条）。

90年規則46条は, 上記の(i)と(ii)の他に, (iii)技術提供者がライセンス技術に生産, 品質および競争力を向上させる本質的な改良を導入し, それが主契約に組み入れられている場合（その場合には, 改良の秘密は当該契約締結から10年

を越えない範囲で当事者間で自由に合意し得る) および(iv)当事者間で明確に定義された秘密保持または非公開条項に属する技術・知識が第三者に漏洩される危険が認められる場合を除外する。

(12) 第三者の工業所有権の侵害に対する技術提供者の責任が明記されていない場合 (15条12号) ——90年規則47条は、(i)契約が技術受入者に対価の支払いを義務づけない場合、(ii)技術提供者がメキシコで登録された知的所有権の写しを提示した場合、および(iii)技術受入者に対する訴訟に関するすべての裁判費用を提供者が分担し、提供者が訴訟に参加する義務を負い、弁護のために必要な書類を裁判所に提出する約束をしている場合を適用範囲外とする。

(13) 技術提供者が契約対象技術の質および結果を保証しないこと (15条13号) ——90年規則48条は、これに該当する場合として、(i)提供技術の欠陥に対し提供者がいかなる責任をも負わない旨規定されており、提供技術に基づく生産の損害・不良によるクレームに関して提供者が第三者または技術受入者に責任を負わない場合、(ii)提供技術を使用して生産することが不可能である場合に提供者が責任を負わない場合、および(iii)契約に基づいて開発・建設されたプラントにおける提供技術に起因する構造的・基礎的誤りに対し提供者が責任を負わない場合を列挙する。そして同規則49条は、(i)提供者自身の技術指導に対する受入者の明白な不履行・不服従に起因するクレーム・不良に対し提供者が責任を負わない合意および(ii)ロイヤルティまたはその他の支払いが免除されている合意を適用範囲外とする。

(14) 外国から導入しようとする技術が国内で入手可能である場合 (16条1号) ——国産技術の提供者は、(i)外国の提供者と同じ条件で技術を提供する能力を有すること、(ii)提供される技術が工業的規模で確認されていること、および(iii)技術が契約対象と本質的に同等であることを商務・工業振興省に証

明すれば、外国技術導入契約の登録に反対できる（90年規則50条）。

(15) 支払対価が受入技術に対し見合っておらず、もしくは無関係であり、または国民経済もしくは受入企業にとり不当もしくは過剰な負担を課する場合（7条2号、16条2号）——対価の承認のためには、次の諸要素が考慮されなければならない（82年規則63条）——

- ①商務・工業振興省が技術移転の規制・承認のために法9条2号に定める諸事項に関する原則の遵守の程度、(i)技術の選択に際して適切に指針を示すこと、(ii)メキシコの利益に合致するように世界レベルで入手可能な代替技術の最低価格を考慮して支払いの最高限度額を設定すること、(iii)製品の生産および優先活動を増進し多様化すること、(iv)受入技術の普及および適用を促進すること、(v)輸出または輸入代替によって対価の支払いを相殺すること、(vi)契約によって技術の研究開発を指示すること、(vii)革新的技術の取得を促進すること、および、(viii)国内にある技術の需要を喚起し、国内技術の輸出を促進すること、
- ②受入技術の進歩性の程度、
- ③提供技術により生産される商品の市場浸透度（提供者の市場のみならず受入者のそれをも含む）、
- ④技術の提供者と受入者間の結合関係の存在、
- ⑤技術取引が受入者の財務状況および国民経済に与える影響、
- ⑥契約対象技術に関する受入者の技術的経験。

実施料の支払いは、通常、現地販売については純売上高の3%，輸出については10%程度である。実施料に課せられる所得税は、特許と商標について42%である。技術提供者が負担すべき実施料税を技術受入者が支払う旨の契約の登録は禁止される（同規則64条）。90年規則は何ら規定していない。

(16) 不当に長い契約期間；技術受入者は10年を超えて拘束されることはない（7条13号、16条3号）——82年規則65・66条は、10年以下の契約期間が設

定されている場合であっても、技術知識が契約期間満了以前に習得できるとき、および契約期間満了以前に工業所有権が失効する場合には、国有財産・工業振興省は契約期間を技術移転の効果的な期間に短縮することができる定めていたが、90年規則51条は、工業所有権が契約期限満了前に失効する場合には契約の登録を受理しないと規制を強化する。

(17) 契約の解釈または履行から生ずる紛争を解決するための管轄権が外国裁判所に与えられる場合（7条14号、16条4号）——72年法は例外規定を設けていなかったが、82年法は、国内技術の輸出の場合、または国際的な私的仲裁への明示的な付託（ただし、仲裁人が紛争の実体に対してメキシコ法を適用し、メキシコが批准している条約が遵守されるときに限る）を除外する。

上記のように、技術移転契約の登録拒絶事由は、82年法15・16条および90年規則5章に定める禁止事項のみに限定される（52条）。法17条は、国有財産・工業振興省が、国の利益を考慮して、前2条に該当する場合の適用除外を技術移転登録所を通じて決定し得ると定め、90年規則53条は、契約の登録を可能にする条件を次のように列挙する。

- (1) 契約が、法令に定めるその他の適用除外項目のいずれにも該当しない場合、
- (2) 契約の締結が、国に以下のような利益をもたらす場合：
  - (a)安定雇用の創出、
  - (b)人的資源の技術水準の向上、
  - (c)他国の新市場への進出、
  - (d)輸入代替となる新製品の国内生産、
  - (e)外貨収入の改善、
  - (f)生産原単位の低減、
  - (g)国内供給源の開発、
  - (h)環境破壊を伴わない技術の使用、

- (i)これらに関連した国内生産拠点または研究所の技術調査・開発活動の開始・追求,
- (3) 受入者が提案された条件での契約締結を希望し, その締結によっていずれかの利益がもたらされ, これを登録日から3年以内に証明する旨を同省に誓約する場合。フランチャイズ契約の登録の場合にも, この誓約を要する(規則54条)。
- 同省は, 契約の実施によってもたらされる国への利益に関する誓約の履行状況の確認を受入者または提供者に要求することができる(55条)。

これらの法律に基づく制限条項の審査状況に関する情報は極めて少ない。72年法の施行後22ヵ月間の審査結果によると, 技術移転契約の登録拒絶理由のうち最も多いのは過剰価格の基準違反であり, 最初拒絶された件数の80%以上を占める。その他の多い拒絶理由は, グラント・バック条項, 研究開発の制限, 輸出制限, 数量・価格制限, 契約期間および紛争解決に関するものである。最初拒絶された事案の約40%が再審を申請し, 再審申請事案の35%が認可されるといわれる。登録を最初拒絶された事案の大部分は当事者間で再交渉され, 最終的には登録されるような内容に決着するようである<sup>28</sup>。

以上考察したように, ラテンアメリカ諸国の技術移転法は, それぞれの国のニーズに応ずる新しい技術の導入を促進する反面, 外国技術提供者の優越的地位の濫用から国内の技術受入者を保護し, かつ, 脱法的な資本逃避を阻止するという目的——開発基準と競争基準との併存——を以て, 相互に影響し合いつつ形成されてきた。制限条項の故に, または外国から導入しようとする技術が陳腐であったり, 国内で入手可能であったり, もしくはノウハウが公知であったりするため, 技術移転契約国家登録簿に登録されない技術移転契約は無効とされ, いかなる国家機関に対してもその権利を主張することができない。もっとも, アルゼンチンの77年法は, 他のラテンアメリカ諸国の技術移転法と同様に無効とするのに反して, 81年技術移転法は, 80年競

表11 1981／82会計年度におけるラテン

輸入	輸出	アルゼンチン	ボリビア	ブラジル	チリ	コロンビア
アルゼンチン				19	3	
ボリビア	11			4		
ブラジル	7					
チリ				3		
コロンビア	2			3		
エクアドル						
メキシコ				3		
パラグアイ	2			12		
ペルー	4			5		
ウルグアイ	4			6		
ベネズエラ	1			3		
合計	31			58	3	

(出所) Institute for Latin American Integration (INTAL), 1983 Annual Report.

争保護法に制限条項の規制を委ねるため、承認されない関係会社間の契約または登録されない独立会社間の契約を無効としない。

ラテンアメリカ諸国間の技術移転契約の締結状況を1981～82会計年度で見ると、表11のとおりであり、ブラジルとアルゼンチンからの技術輸出が多く、技術導入ではアルゼンチン、ボリビアおよびパラグアイが多い。

## II 國際的技術移転行動基準案との相互作用

UNCTADは、技術移転に関する国際的行動基準を策定する作業を1975年に開始し、79年までに草案を作成しているが、南北間の対立のため未だ採択に至っていない。同基準案の第4章は制限的商慣行の規制について定める。

UNCTADの加盟国は、先進国のBグループ、発展途上国の77グループおよび社会主義国のDグループから構成される。この国際的行動基準は、技術移転法を立法・執行する能力を欠く後発发展途上国のために作成するのであるから、77グループの発言力が大きく、しかもそのスポーツマンがブラ

アメリカ諸国間の技術移転契約件数

エクアドル	メキシコ	パラグアイ	ペルー	ウルグアイ	ベネズエラ	合計
					1	22
1						16
1						7
1						4
				1		7
				1		2
				1		4
				1		14
						10
						10
1						5
4				1	4	101

ジル代表であるため、第4章の起草に際して、就中、ラテンアメリカ諸国の技術移転法が大きな影響を及ぼした。発展途上国の法制のみならず先進国それをも参照して作成された国際的行動基準案が、逆に、ラテンアメリカ諸国の技術移転法のその後の改正に際して影響を及ぼしている。このような両者の相互作用を以下に略説する。

### 1. 國際的行動基準案の起草に対するラ米諸国法制の影響

上記の3グループは、技術移転取引当事者が次の14項目の制限条項を差し控えなければならないとすることについて基本的に合意している。

- (1) グラント・バック条項,
- (2) 特許権の効力に対する不抗争義務,
- (3) 排他的取引,
- (4) 研究開発の制限,
- (5) 技術提供者が指定する要員の雇用要求,
- (6) 價格制限,

- (7) 現地条件への適合に関する制限,
- (8) 排他的な販売または代理契約,
- (9) 抱合せ取り決め,
- (10) 輸出制限,
- (11) 特許プールまたはクロス・ライセンス協定,
- (12) 広告制限,
- (13) 工業所有権消滅後における対価の支払および,
- (14) 契約終了後の制限。

第5項以外の起草に際しては、先進国および発展途上国の法制が共に影響を及ぼしている。これに反して第5項は、アンデス共通外資規則（1970年）20条a号、メキシコの技術移転登録法（1972年）7条10号、アルゼンチンの技術移転法（74年法6条g号、77年法10条j号）およびブラジルの技術移転規則（1975年）2-5-2条b項1号の影響の下に起草された途上国に特有な規定である。

次に、南北間で合意に達していない制限条項第15～19項について比較する。

(15) 生産数量の制限——アンデス共通外資規則20条c号、アルゼンチンの技術移転法（71年法3条d号、74年法6条b号、77年法10条k号）、メキシコの技術移転法7条11号およびブラジルの技術移転規則2-5-2条b項1号の影響が大きい。なお、この制限をかつて適法としたEECおよび日本の基準は、その後（1984年、1989年）違法とするように改訂された。

(16) 品質管理——ペネズエラの技術移転契約登録規則1条d号が、技術受入者を従属させる手段として特別な品質管理を要求することを禁止していることが参照された。

(17) 商標の使用義務——ブラジルの技術移転規則4-5-2条d項3号が技術提供と引き換えに外国の商標の使用を強制する条項の登録を拒絶していることが参照された。

(18) 経営参加の要求——技術受入者の経営に対する干渉を禁止するメキシコの技術移転法7条3号が参照された。

(19) 不当に長い契約期間——アルゼンチンの77年技術移転法13条が、ノウハウの陳腐化期間を、反証されない限り、5年間とみなし、ブラジルの技術移転規則5-4条が技術・工業協力のための契約期間を生産開始日から5年間とし、およびメキシコの72年技術移転法7条13号が契約期間が10年以上の契約を登録させないことが参照された。これらの諸項目、就中、第19項の起草にラテンアメリカ諸国の法制の影響が看取される。

## 2. ラ米諸国技術移転法のその後の改正に対する国際的行動基準案の影響

先進国の法制をも参照して——規制の例外規定の精緻化——起草された国際的行動基準案は、ラテンアメリカ諸国技術移転法のその後の改正に影響を及ぼした。たとえば、

- (1) 輸出制限；アルゼンチンの88年法案およびメキシコの82年規則は、技術提供者が自ら実施または第三者に排他的実施権を与える場合を除外する。
- (2) 原料、半製品等の購入強制；アルゼンチンの88年法案は、技術提供者が与える品質保障に合致するために必要な場合、または品質保障のための成分を明記することが不可能である場合を除外する。
- (3) グラント・バック条項；アルゼンチンの77年法は、互恵的な条項が存在する場合を除外する。

以上略述したように、ラテンアメリカ諸国技術移転法とUNCTADの国際的行動基準案との間には作用・反作用の相互関係が存するのである。両者の制限条項の規制を対照すると、表12のとおりになる<sup>(29)</sup>。

## 結語

ラテンアメリカ諸国は、日本の外資法と独禁法による外国技術導入契約の規制に倣って、技術移転法を制定し、制限条項の削減および不当に高額な実

表12 ラテンアメリカ諸国の技術移転法と

制限条項	アンデス・グループ	アルゼンチン
契約終了後、工業所有権失効後の制限		77年法13条
改良発明を技術提供者へ移転する義務、研究開発の制限	20条 f	77年法10条 e, 例外 77年法10条 l
競合・補完技術の採用制限	20条 d	77年法10条 n
生産数量・構造の制限	20条 c	77年法10条 k
中間財・資本財等の購入強制	20条 a, 25条 b 例外	77年法10条 h 88年法案, 例外
品質管理		
技術提供者が指名する要員の雇用要求	20条 a	77年法10条 j
販売・再販価格の制限	20条 b, 25条 c	77年法10条 i
技術提供者が負担すべき税金等の支払要求 排他的販売・代理契約の締結強制	20条 e	88年法案12条 a
輸出制限	20条, 25条 a	77年法10条 c, 例外
商標の使用強制		
広告制限		77年法10条 f
不当に長い契約期間		77年法13条 15年間
特許の効力の不抗争義務		88年法案13条 c
技術受入者の経営への干渉		
不使用特許に対する実施料の支払	20条 g	77年法10条 d
外国の法律・裁判所による紛争解決	51条	77年法10条 m

(注) メキシコの規則は、90年と特記していない場合は、82年規則を指す。

## UNCTADの国際的行動基準案との対照

ブラジル	コロンビア	メキシコ	ペネズエラ	UNCTAD
77年法30条c), 90条4) c), 規則2-1-3, 2-4, 3-1-1, 3-4, 4-5-2 d) vi), 5-5-2 d) vi), 6-5-2 b)		82年法15条11, 例外: 規則56条	デクレト2442号(1977年) 71条 デクレト746号1条a) b) c)	4章13, 14項, 例外
規則2-5-2 b) i), 3-5-2 c) iii), 4-5-2 d) vi), 5-5-2 d) iv)	2条g	82年法15条2, 例外 82年法15条3, 例外: 90年規則37条	デクレト746号1条j	1項, 例外 4項
規則2-5-2 b) i), 3-5-2 c) i), 5-5-2 d)	2条d 2条c	82年法15条6, 例外: 90年規則42条 82年法15条9, 規則55条		3項, 例外 15項
71年法29条2, 規則2-5-2 b) ii), 3-5-2 c) ii), 4-5-2 d) ii), 5-5-2 d) ii)	2条a	82年法15条4, 例外: 規則47条		9項, 例外
規則2-5-2 b) i), 3-5-2 c) i), 4-5-2 d) i), 5-5-2 d), 6-2-1 c)	2条a	82年法15条8, 例外: 規則54条	デクレト746号1条d)	16項, 例外 5項, 例外
規則2-5-2 b) i), 3-5-2 c) i), 4-5-2 d) i), 5-5-2 d) i)	2条b	82年法15条9		6項
規則2-5-2 b) vii)	2条j	82年規則64条	デクレト746号1条h デクレト746号1条j	
規則2-5-2 b) i), 3-5-2 c) i), 4-5-2 d) i), 5-5-2 d) i)	2条e, i	82年法15条1, 10, 例外: 規則53条		8項, 例外
71年法29条2, 90条2, 規則3-5-2 c) i), 4-5-2 d) i), 5-5-2 d) i)	2条h	82年法15条5, 例外: 規則49条		10項, 例外
規則4-5-2 d) iii), 5-5-2 d) ii)				17項
規則4-5-2 d) iii), 5-5-2 d) iii)				12項, 例外
規則5-4 5年間		82年法16条3 (10年間)		19項
規則2-5-2 b) v)		82年法15条1, 規則34条		2項
	2条f	82年法16条2 82年法16条4, 例外		18項

施設の引き下げという成果をあげつつあるようである。しかし日本は導入技術を駆使して経済大国に成長したのに反して、ラテンアメリカ諸国の中僅か数カ国のみが新興工業国になったが、これらの国を含めてほとんどの国が膨大な累積債務問題を抱えて困惑している。

アルゼンチンの81年技術移転法が、制限条項の規制を直接行わず、80年の競争防衛法に委ねたのと異なって、88年法案は、制限条項の規制に関する詳細な規定を設けた。しかし同法案は1988年8月に下院科学技術委員会で採択されたが、下院および上院の本会議で未だ可決されていない。このことは、制限条項の規制が厳しすぎると、同国の経済発展のために必要な外国技術が入って来ないと矛盾を端的に示している。この矛盾を解決するためには、(1)規制の法文そのものを緩和する、または(2)厳格な規制法文はそのままにしておいて、実際の運用だけを緩和するという選択がある。行政に透明性を与えるという観点からは、前者が望ましい。

1989年に公表された日本の「特許・ノウハウライセンス契約における不公正な取引方法の規制に関する運用基準」は、技術輸出契約における制限条項をも規制するに至った。しかし、技術受入国における競争制限を規制する第一次管轄権はあくまでも当該国の当局にあるのであって、その競争制限が日本の競争秩序に影響を及ぼす限りにおいて、わが国の公正取引委員会は日本の技術提供者に対し制限条項を削除するように指導するにすぎない<sup>(30)</sup>。将来、UNCTADの国際的技術移転行動基準が採択されると、たとえその基準が法的拘束力をもたなくとも、技術輸出国である先進国は、その基準に基づいて、技術移転契約における制限条項を規制できるという国際的行政共助の根拠が提供されることになる。このためにも、南北間で合意できた範囲で同基準が一日も早く採択されることが望まれる。

〔付記〕 本論の校訂後、技術移転を含む資本移動の自由化への世界的動向ならびにラ米諸国の経済自由化、政府規制の緩和を背景に、技術移転法を全面的に変更した国が相次いで現われた。ブラジル政府は、1991年2月27日付

INPI 決議第20号により、技術移転契約の登録手続を簡素化し、技術移転契約の制限条項を含む INPI 決議第15号等、多くの決議を失効させた。また、メキシコ政府は、1991年6月28日付の工業所有権の振興と保護に関する法律により、技術移転登録法および1982年・1990年規制を廃止した。技術移転登録所も存在しなくなった。したがって、本論の叙述においては、現在では、歴史的研究に止まる部分が生じたことをお断わりする。これら法改廃に関する資料の十分な入手が困難であったことから、別途機会に稿を改め、補足したいと考えている。

#### [注]

- (1) UNCTAD, *The Role of the Patent System in the Transfer of Technology to Developing Countries*, TD/B/AC.11/19, 1974, para. 175-185.
- (2) BIRPI, *Model Law for Developing Countries on Inventions*, 1965.
- (3) Commission Regulation (EEC) No. 2349/84 of 23 July 1984 on the application of Article 85(3) of the Treaty to certain categories of patent licensing agreements, O. J. E. C. No L 219/15, 16.8. 1984. (邦訳：『国際商事法務』12巻 1984, 773ページ以下)。
- (4) Commission Regulation (EEC) No. 556/89 of 30 November 1988 on the application of Article 85(3) of the Treaty to certain categories of know-how licensing agreements, O. J. E. C. No L 61/1, 4 . 3 .1989. (邦訳：『国際商事法務』17巻, 1989, 402ページ以下)。
- (5) Supra note (1), p. 49.
- (6) UNCTAD 国際的技術移転行動基準の策定に関する第1回政府専門家会議（1975年）において、77グループのスポーツマンのブラジル代表が筆者に語ったところによる。
- (7) UNCTAD, *Control of Restrictive Business Practices in Transfer of Technology Transactions*, TD/AC.1/17, 1978.
- (8) 小原喜雄「技術移転契約における制限条項の国際的規制について」（『無体財産法と商事法の諸問題』, 1981, 605ページ）。
- (9) UNCTAD, *Policies relating to technology of the countries of the Andean Pact : their foundations* (A study by the Junta del Acuerdo de Cartagena), TD/107, 29. 12. 1971.

- (10) *Ibid.*, p. 5.
- (11) *Ibid.*, pp. 6 - 7.
- (12) *Ibid.*, pp. 12-13.
- (13) *Ibid.*, pp. 14-18.
- (14) *Ibid.*, pp. 18-19.
- (15) *Ibid.*, pp. 20-22.
- (16) Common Regieme of Treatment of Foreign Capital and of Trademarks, Patents, Licenses and Royalties, *International Legal Materials* (以下, *ILM*), Vol. 11, p. 126. 1972.
- (17) ECLAC, *Comparative Study on the Application of Decision 24 in the Andean Group Countries : Current Situation and Prospects*, 1985, p. 12. 邦訳, 39ページ。
- (18) I L M, vol. 27, p. 978, 1988.
- (19) 中川和彦／矢谷通朗編『ラテンアメリカ諸国の経済法制』, 1989年, アジア経済研究所, 402～403ページ。
- (20) Supra note (17), p. 35.
- (21) *Ibid.*, p. 36
- (22) Supra note (19), p. 404 ; Columbian Dept. of National Planning, *Business Guide for Foreign Investment in Columbia*, KPMG, 1991. 4.
- (23) Sanguinetti Franco Alejandro 「特許ライセンス契約の法的規制に関する日本とラテンアメリカの比較研究」(昭和60年3月に神戸大学法学部に提出した修士論文) 172～174ページ。
- (24) Supra note (19), 55ページ。
- (25) C. M. Correa, "Recent Developments in Industrial and Intellectual Property in Argentina," *Industrial Property*, 1989, p. 41.
- (26) 中川和彦「アルゼンチンの新独占禁止法」(『国際商事法務』9巻, 1981年, 274ページ以下)。
- (27) A. L. Hyde & G. R. de la Corte, "Regulation of the Transfer of Technology in Mexico", *Doing Business in Mexico*, 1983, pp.30-35.
- (28) *Ibid.*, pp. 30-36.
- (29) Banco Central del Ecuador, División Técnica, Régimenes de Control de la Transferencia de Tecnología en America Latina (INTAL-BID, 1980) pp. 95-97, Cuadro No. 7をベースに筆者が加筆した。
- (30) 上杉秋則編『特許・ノウハウライセンス契約ガイドライン』, 1989年, 822ページ以下。